

令和 8 年 7 月 14 日
物流・自動車局貨物流通事業課

第 1 回「適正原価の設定に向けた有識者検討会」を開催します ～「適正原価」の設定に向けた議論をスタート～

令和 7 年 6 月に公布された改正トラック法により導入される「適正原価」制度の施行に向けて、「適正原価の設定に向けた有識者検討会」を開催し、「適正原価」の適切な設定に向けた方向性や論点について議論を行います。

令和 7 年 6 月に成立・公布した「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 60 号）」（改正トラック法）により、トラック運送事業者が自ら貨物を運ぶときや、他のトラック運送事業者等に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないようにすることとされ、本規定については、同法の公布から 3 年以内に施行することとされているところです。

今般、国土交通省、経済産業省、農林水産省等の行政機関、学識経験者、関係団体等を構成員とする「適正原価の設定に向けた有識者検討会」を開催し、「適正原価」の適切な設定に向けた方向性や論点について議論を行います。

1. 日 時 令和 8 年 7 月 17 日（金）13:00～15:00（予定）

2. 場 所 中央合同庁舎 3 号館 10 階共用会議室及び WEB 会議の併用で開催

3. 議 題（予定）

- （1）トラック運送業をとりまく現状及び最近の取り組みについて
- （2）適正原価の設定に向けた論点提示

4. 構成員について 別紙のとおり

5. その他

- ・ 本検討会は報道関係者を対象に公開にて行います。カメラ撮りは冒頭のみ可能です。
- ・ 傍聴やカメラ撮りを希望される方は、7 月 16 日（木）12:00 までに、件名を「適正原価検討会傍聴・冒頭撮影申込み」とし、氏名（ふりがな）、所属、連絡先（メールアドレス、電話番号）、を明記した電子メールを下記メールアドレスまで送付してください。期日までにご連絡いただいた方に、集合場所や時間等の詳細を連絡します。
※ 冒頭撮影申込先メールアドレス： hqt-butujika@ki.mlit.go.jp
- ・ なお、カメラ撮りは、会場設備の都合上、1 社につき 1 名とさせていただきます。
- ・ 資料及び議事要旨は、後日国土交通省ホームページにて公開します。

【連絡先】物流・自動車局貨物流通事業課 宮浦、佐々木、高橋、平山、三浦
代表：03-5253-8111（内線：41324, 41323）、直通：03-5253-8575